

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年7月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月31日から同年8月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川西大井手地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中尾地区	”
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川西地区	”
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 台尾地区	”